

令和 8 年度 三宮南エリア花壇管理業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 月  
公益財団法人 神戸市公園緑化協会

## 1. 業務名称

三宮南エリア花壇管理業務委託

## 2. 業務内容に関する事項

### (1)事業目的と概要

本業務は「花のプロムナード」「ふれあい花壇」等の花壇に宿根草・一年草等を組み合わせて植栽し、四季を通じて植物を観賞できる花壇として管理するだけでなく、植物を美しく見せるために周辺の樹木等の管理もあわせて行い、高質な都市景観の形成を図るとともに、民間事業者の知識経験や創意工夫を活かした良好な市民サービスを提供するため、委託業務の事業者を公募により選定し、花壇を常に良好な状態に維持管理することを目的とする。

### (2)業務内容

- ・花壇管理業務
- ・維持管理業務

※詳細は別添 仕様書・エリア位置図・数量総括表 参照

※基数、個数、植栽内容等は図面と現況で異なる場合がある。

### (3)履行場所

神戸市中央区（フラワーロード沿い、葺合54号線、葺合南13号線、税関前）

### (4)事業規模（契約上限金額）

総額 ¥59,715,900-（消費税含む）

R8年度 ¥19,905,300-

R9年度 ¥19,905,300-

R10年度 ¥19,905,300-

※次年度以降、神戸市から本協会への委託金額に減額があった場合、飾花レベルや箇所等の調整を行い、契約上限金額変更を行う。

### (5)契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（最長3年）

※ただし、毎年度当該業務の履行状況について審査を行い、業務継続の承認を得た場合、契約期間内において履行継続契約を締結するものとする。

### (6)費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に全て含まれるものとし、本協会は契約金額以外の費用を負担しない。

## 3. 契約に関する事項

### (1)契約方法

3年間の委託契約を締結する。契約内容は本協会と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、応募提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約を締結しないことがある。

## (2)委託料の支払い

- ・1年間の業務終了後に受託者の請求に基づき支払うものとする。
- ・但し、事業の進捗に応じ中間払いを可能とする。支払い回数は精算を除き、委託期間中、年度毎に3回までとする。その際は当該期間の作業報告書を提出し、監督員の承認を得るものとする。

## (5)契約書案

別添【頭書及び委託契約約款】参照

## (4)その他

- ・仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、必要に応じて内容を変更することがある。それにより、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積金額と異なる場合がある。
- ・契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた時は契約解除を行う。
- ・本協会が求める業務水準を下回る業績や社会的信用を損なう行為など、本業務を担うものとしてふさわしくないと判断した場合には契約解除を行う場合がある。
- ・契約年度において、当該契約にかかる予算の減額及び削減があった場合は契約を締結しない場合がある。

## 4. 応募資格等に関する事項

応募者は「単体」又は「共同事業体」とし、参加表明の日（参加表明書を事務局が受け付けた日）から契約締結の日までの期間において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。共同事業体の場合は、その構成員全員が次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2)令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品）を有すること。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4)企画提案時に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5)次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6)国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納していないこと
- (7)神戸市内に事業所（本店、若しくは支店等）を有すること。

※なお、本業務の履行にあたって再委託を必要とする場合は、できる限り神戸市内の再委託業者に発注するように配慮すること。

- (8)単体として応募する場合、他の共同事業体に参加していないこと。一つの団体が複数の共同事業体に参加して応募していないこと。
- (9)建設工事業許可を有すること（法人資格）
- (10)共同事業体として応募する場合は以下の書類を提出すること。  
共同事業体結成届出書（別紙1）、共同事業体協定書（別紙2）  
委任状（別紙3）、各社会社概要（別紙4）

## 5. スケジュール

(1)公募開始	令和8年1月14日(水)
(2)実施要領配布	令和8年1月14日(水)から1月29日(木)
(3)エントリーシートの提出期限	令和8年1月30日(金)17時まで
(4)参加資格決定通知	令和8年2月3日(火)
(5)質問受付締切	令和8年2月6日(金)17時まで
(6)質問に対する回答	令和8年2月12日(木)
(7)企画提案書提出期限	令和8年2月27日(金)17時まで
(8)説明（プレゼンテーション）	令和8年3月上旬
(9)選定結果通知	令和8年3月上旬
(10)事前協議	令和8年3月中旬
(11)契約締結	令和8年3月下旬
(11)事業開始	令和8年4月1日(水)
(12)事業完了	令和11年3月31日(土)

## 6. 応募手続き等に関する事項

### (1)実施要領の配布

- ア 配布期間 令和8年1月14日(水)から令和8年1月29日(木)  
イ 配布方法 本協会ホームページ(<https://www.kobe-park.or.jp/>)より  
ダウンロード ※郵送による配布は行いません。

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和8年1月14日(水)から令和8年1月30日(金)17時まで  
持参の場合は土日祝を除く9時～12時、13時～17時
- イ 提出書類 参加表明書（エントリーシート）※別紙5
- ウ 提出方法 電子メールにてPDF形式で提出  
< [hanamidori@kobe-park.or.jp](mailto:hanamidori@kobe-park.or.jp) >
- エ 提出部数 1部
- オ 提出場所 神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2F  
公益財団法人 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室

カ 参加資格決定通知	令和8年2月3日(火)に電子メールにより通知する。
キ 辞退	参加表明後、提出期限までに書類の提出を行わなかった場合は辞退したものとして取り扱う。

(2) 質問の受付

ア 受付期間	令和8年1月14日(水)から令和8年2月6日(金) 17時まで
イ 提出方法	質問票(別紙6)に記載し電子メールにより提出すること。
ウ 回答	参加全社に対し令和8年2月12日(木)に電子メールにて回答する。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書はA3版とし別添【令和8年度 花壇管理業務飾花企画書作成要領】に指定するとおりとする。	※審査は会社名を伏せて行う為、会社名や会社名が容易く推測される表記は避けること。
イ 受付期間	令和8年2月4日(水)から令和8年2月27日(金)17時まで。 土日祝を除く9時~12時、13時~17時
ウ 提出部数	4部
エ 提出場所	神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2F 公益財団法人 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室

## 7. 選定に関する事項

(1)選定基準

審査は次に示す観点から総合的に公平且つ客観的に行うものとする。

ア 実施方針 【5点】	
イ 実施体制 【30点】	
ウ 実施内容 【50点】	
エ 價格(見積金額)【10点】	
オ 神戸市内に事業所(本社・もしくは支店等)を設置している 【5点】	合計 100点

(2)選定方法

ア 本企画提案の審査は花壇管理業務委託選定委員会が行う。	
イ 選定委員会は審査基準に沿って企画提案書の審査を行い、各委員の評価点の平均点が最も高い応募者を受託予定者として選定する。	
ウ 審査はプレゼンテーション形式で行う。	
① 開催日時	令和8年3月上旬
② 場所	神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2F
③ 内容・方法	プロジェクターを使用した対面審査
④ 発表時間	1社10分以内
エ 受託予定者と仕様書及び契約価格その他の条件について合意に達しない場合には、次に得点の	

高かった応募者を受託予定者として決定する。

- オ 評価点の最も高い事業者が複数いる場合、選定委員会での協議により予定事業者を決定する。
- カ 応募者が1社のみであってもプロポーザルは成立するものとし、審査・選定を行うものとする。
- キ 全委員の平均点が60点に満たない場合は要求水準を満たさないと判断し、契約を行わない。

### (3)失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4)選定結果の通知及び公表

審査結果は決定後速やかに全ての応募者へ通知する。また、選定結果については当協会のホームページに掲載する。その際、選定した事業者名と点数、次点事業者の点数を掲載する。  
なお、個別の審査内容、選考過程等の内容に関する問合せには回答しない。

## 8. その他

### (1)応募に要する費用、条件等

- ア 企画提案書等応募書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は当協会情報公開要綱に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書等応募書類の返却は行わない。
- エ 提出された企画提案書等応募書類は審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（当協会情報公開要綱に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の企画提案書等応募書類の提出、差し替え等は認めない。
- カ 企画提案後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。
- キ 応募書類の著作権は応募者に帰属する。
- ク 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。

### (2)提出先・問合せ先

〒654-0163 神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2F  
公益財団法人 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室  
電話番号:078-351-6756  
電子メール hanamidori@kobe-park.or.jp

# 三宮南エリア花壇管理業務委託契約書

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 業務委託に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	(総額) 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円） 事業の進捗に応じ、概算払いを委託期間中に3回まで可能とする。 金額の算出方法については1ヶ月あたり〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円）とし、月数を乗じて算出するものとする。 また、概算払い請求書とともに作業報告書を提出し、本協会の確認を受けるものとする。
2 契約保証金（第3条関係）	なし
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和8年4月1日から令和9年3月31日 ※ただし、毎年度当該業務の履行状況を審査の上、業務継続の承認を得た場合、最長令和11年3月31日まで延長できるものとする。
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を有償で提供する場合、その金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容	なし
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8 年 月 日

神戸市須磨区緑台  
甲 公益財団法人 神戸市公園緑化協会  
理 事 長 鍵本 敦

乙

## 委託契約約款

令和7年4月1日改正

**第1条（総則）** 甲は、仕様書、設計図書（別冊の設計書、図面等（甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。）及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に定める業務（この契約書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

- 2 乙は、頭書の表第3項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。
- 3 この契約は、頭書の表第3項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有する旨と定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

**第2条（再委託等の禁止）** 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。
- 3 甲は、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託の承諾をすることはできない。
- 4 前項の規定に基づき委託業務を再委託する場合、乙は自己が負う義務と同等の義務を再委託先に対して書面にて課すとともに、甲に対して再委託先に当該義務を課した旨を書面により報告し、かつ乙は当該機密情報開示に伴う全責任を負うものとする。また、乙は次項第3号の再委託先からの報告を、第31条（機密保持）第3項の具体的管理状況の報告時にあわせて甲に報告する。
- 5 乙は、前項に加え、乙は再委託先から次の各号の同意を得なければならない。また、乙は、当該同意を得た旨を甲に書面で報告する。
  - (1) 事故発生時には直ちに甲に対しても通知すること
  - (2) 事故再発防止策を協議する際には甲の参加も認めること
  - (3) 再委託先における機密情報の具体的管理状況の報告は、甲の閲覧も可とすること
- 6 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。
- 7 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。かかる場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。
- 8 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

**第3条（契約保証金）** 乙は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証

(5)この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の3以上としなければならない。

4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。

5 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

6 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の3（第4項に該当する場合は100分の10）に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

8 甲はこの約款に特別な定めがある場合を除き、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

**第4条（検査）** 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前に、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市公園緑化協会契約事務手続要綱（以下「要綱」という。）その他の法令に定めるところにより行う。

2 前項の検査は、乙からの履行届の提出があった日から10日（委託業務が工事である場合は、14日）以内に行うものとする。

3 第1項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から10日（工事である委託業務については、14日）以内とする。

**第5条（延滞違約金）** 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

**第6条（委託料）** 委託業務に係る委託料（以下単に「委託料」という。）は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料（以下「前金払等委託料」という。）について、乙からの甲の定める様式による請求書（以下単に「請求書」という。）の提出があったときは、速やかに支払うものとする。

3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について、甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の提出があったときは、提出日から40日以内の日までに支払うものとする。

4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときには、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が軽微ではなく、乙の故意又は重大な過失によるものであったときには、適法な支払請求があったものとしないものとする。

**第6条の2（工事又は測量に係る前金払）** 乙は、公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事又は測量に

係る契約のうち、甲があらかじめ指定した契約については、同条第4項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という）と履行期限を保証期限とする、同条第5項に規定する保証契約（以下「前金払保証契約」という。）を締結したときに限り、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の前払を請求することができる。ただし、その額は、甲の指定した額によるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 3 前2項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、契約金額が2割以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、甲は、乙に追加払い又は乙をして還付させることができる。

**第6条の3（前金払保証契約の変更）**乙は、契約金額が増減した場合又は契約内容の変更その他の理由により履行期限を延長した場合において、甲が必要と認める場合には、直ちに前金払保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

**第6条の4（前払金の使用等）**乙は、前払金を、次の各号に掲げる業務について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。

- (1) 設計・調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
- (3) 工事その他 材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この契約において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費等この契約において甲が必要と認める経費

**第6条の5（前金払保証契約の解除）**甲は、前金払保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

**第7条（随時検査）**甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。  
2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

**第8条（成果物）**委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

- 2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権行使しない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

**第9条（特許権等の使用）**乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

**第10条（特許権等の発明等）**乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

**第11条（知的財産権等の保証）** 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権(特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利)等を侵害していないことを保証する。

- 2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

**第12条（危険負担）** この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

**第13条（契約不適合責任）** 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき(給付を要しない場合にあっては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合)は、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

- 2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、頭書の担保期間に問わらず、乙は前項の責任を負う。  
3 担保検査については、第4条第1項の規定を準用する。

**第14条（業務責任者）** 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。  
3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。  
4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。  
5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

**第15条（作業場所及び作業者の届出）** 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

- 2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業人員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。  
3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

**第16条（使用者としての責任）** 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

- 2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

**第17条（協力）** 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

- 2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

**第18条（機械器具等の使用）** 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、乙の責任と費用により調達しなければならない。

- 2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を使用させる場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に使用させる場合には、対価を減額し、又は免除することができる。
- 3 乙は、前項の使用に対する対価として、甲に対し、頭書の表第4項に定める額の金員を甲に支払わなければならない。
- 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
- 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、有償で使用させることができる。また、「公益上特に必要があるときは」、対価を減額し、又は免除することができる。なお、有償の場合における対価の決済方法は、前項を準用する。
- 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、対価、引渡場所及び引渡時期等は、仕様書に定めるところによる。

**第19条（施設の使用）** 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務履行のために甲の施設を使用することができる。

- 2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
- 3 乙は、甲の許可なく、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- 4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

**第20条（甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等）** 乙は、第18条第2項の規定により使用する機械器具等、同条第5項の規定により使用する設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除することができる。
- 3 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に対し返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

**第21条（監督）** 甲は、要綱 その他関係法令により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって乙の必要な監督をするものとする。

- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。
- 3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
- 4 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、第1項の権限に

基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。

- 5 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第14条の業務責任者を通じて行うものとする。

**第22条（調査等）** 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

**第23条（監査）** 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

- 2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

**第24条（事故発生時の報告義務等）** 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

**第25条（契約終了等の後の措置）** 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後、甲の所有に属するものは直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去し、原状に復させなければならない。

- 3 前項の場合において、乙が、正当な理由もないのに、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、通知の上、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。処分された物件について、第三者の所有権について紛争が生じた場合は、乙は、乙の責任と負担において当該紛争を解決する。

- 4 前3項の規定にかかわらず、甲の所有に属しない物件について、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

**第26条（甲の解除権）** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。
- (2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他  
の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (4) 第2条第2項、第6項及び第7項後段に違反したとき
- (5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は  
乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続  
開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社で  
ある場合に限る。）の申立てがあったとき。
- (6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込み  
がないとき。
- (8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認  
めるとき。
- (9) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
- (10) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙  
について後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認め

るとき。

- 2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**第27条（乙の解除権）** 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

**第28条（解除に伴う措置）** 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。

- (1) 第26条第1項各号、第31条第7項、第32条第2項又は第33条第1項の規定により契約を解除した場合
- (2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

**第29条（個人情報等の保護）** 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。
- 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
- 6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
- 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
- 9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- 11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理

するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

**第30条（情報セキュリティポリシー等の遵守）** 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市公園緑化協会情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、委託業務が個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

**第31条（機密保持）** 甲及び乙は、この契約の履行に当たり、相手方が機密である旨指定して開示する情報及びこの契約の履行により生じる情報（以下、「機密情報」という。）を機密として取り扱い、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの
- (2) 開示を受けたときに既に自ら所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自らの責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず自らが独自に開発したことを証明し得るもの

2 甲が乙に機密である旨指定して開示する情報は、別表1（※契約ごとに指定し作成する）、乙が甲に機密である旨指定して開示する情報は、別表2（※契約ごとに指定し作成する）の通りである。なお、別表1及び別表2は甲乙協力し常に最新の状態を保つべく適切に更新するものとする。

3 甲及び乙は、相手方より開示された機密情報の管理につき、自ら保有する他の情報、物品等と明確に区別して管理するとともに、以下の事項を遵守する。

- (1) 機密情報の管理責任者及び保管場所を定め、善良なる管理責任者の注意をもって保管管理すること
- (2) 機密情報を取り扱う職員を必要最小限にとどめ、上記保管場所以外へ持ち出さないこと
- (3) 機密情報の管理責任者名、機密情報を取り扱う職員名及び機密情報に関する情報セキュリティ対策を、指定の期日までに相手方に報告し、報告内容に変更が生じた場合には、速やかに当該変更内容を相手方に報告すること
- (4) 前号にて報告した機密情報を取り扱う職員に対してこの契約の内容を周知徹底させ、機密情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん等を未然に防止するための措置を取ること
- (5) 甲の書面による承諾を得た場合を除き、機密情報を複写、複製せず、また、機密情報を開示、漏洩しないこと。ただし、政府機関又は裁判所の命令により要求された場合、その範囲で開示することが出来ること。なお、その場合には、相手方にその旨を速やかに通知すること
- (6) 機密情報はこの契約の目的の範囲でのみ使用すること
- (7) 事故発生時には直ちに相手方に対して通知し、事故再発防止策の協議には相手方の参加を認めること
- (8) 委託期間満了時又はこの契約の解除時、機密情報（(5)に基づく複写、複製を含む）を相手方に返却、又は自己で廃棄の上廃棄の証拠を相手方に報告すること
- (9) 前号にかかわらず、相手方から返却または廃棄を求められたときは、機密情報（(5)に基づく複写、複製を含む）を相手方に返却、又は自己で廃棄の上廃棄の証拠を相手方に報告すること
- (10) 甲及び乙は、相手方に対して、機密情報の以下の具体的管理状況に関する報告を求めることができること。この報告結果をもとに、甲及び乙が相手方の事務所における機密情報の管理状況を確認するために相手方の事務所への立入検査を希望する場合には、当該検査に協力すること。また、甲及び乙は相手方に対して是正措置を求めることができ、相手方はこれを実施するものとすること
  - ① この契約範囲外の加工、利用の禁止の遵守
  - ② この契約範囲外の複写、複製の禁止の遵守
  - ③ 情報セキュリティ対策状況

**第32条（談合その他の不正行為に対する措置）** 乙は、この契約に関して次の各号の一に該

当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約金として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
  - (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となつたとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約金として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

**第33条（暴力団等の排除に関する措置）** 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、

経営に関与していること。

- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
  - (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
  - (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用してすること。
  - (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
  - (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
  - (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、神戸市と情報を共有することができる。
- 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

**第34条（適正な賃金の支払に関する措置）** 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を他人に履行させる場合においては、当該他人との間に前項から次項までの規定の趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。

- 3 甲は、乙が甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を履行させるために使用する再委託先がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

- 4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約金として甲に支払わなければならない。

- 5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。こ

の場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

**第35条（重要な契約義務違反に対する措置）** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1項、第2項若しくは第6項の規定に違反したとき
- (2) 第8条第3項の規定に違反したとき
- (3) 第29条の規定に違反したとき
- (4) 第30条の規定に違反したとき

2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

**第36条（損害賠償）** 乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第5条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。

3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金（又はこれに代わる担保）を充当することにより徴収できる。

4 第28条第2項により乙が違約金（契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保）の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

**第37条（第三者の損害）** 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

**第38条（違約金、延滞利息等）** 第32条第1項及び第3項、第33条第3項、第34条第4項、並びに第35条第1項に規定する違約金は、第36条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

2 第32条第4項、第33条第5項、第34条第5項、並びに第35条第2項に規定する延滞利息は、第5条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。

3 甲は、第5条、第32条第1項、第3項及び第4項、第33条第3項及び第5項、第34条第4項及び第5項、第35条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約金又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

**第38条の2（相殺）** 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

**第39条（契約の変更等）** 経済状勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不適当となったときは、甲と乙が実

情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

**第40条（専属的合意管轄その他雜則）** この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

**第41条（印紙税）** 印紙貼付の要否、及び額は乙の責任において確認しなければならない。

**第42条（業者調査への協力）** 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

**第43条（疑義の解釈）** この契約について、疑義の生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、関係法令及び要綱等によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

- 2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。

別紙1

令和 年 月 日

公益財団法人 神戸市公園緑化協会理事長 あて

共同事業体結成届出書

共同事業体名

代表者 所 在 地

団 体 名

代表者名

  
代表者印

件名 令和8年度三宮南エリア花壇管理業務委託

上記件名の公募に参加するため、共同事業体を結成し、下記のとおり代表者及び代表者の権限を構成員全員一致で定めましたので、届け出ます。

なお、当該件名の委託事業者に指定された場合は、各構成員は三宮南エリア花壇管理業務委託の委託事業者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に關し、連帶して保証します。

共同事業体	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	 代表者印
共同事業体の構成員 (共同事業体の代表者含む)	所 在 地 商号又は名称 代表者名	 代表者印
	所 在 地 商号又は名称 代表者名	 代表者印
	所 在 地 商号又は名称 代表者名	 代表者印
共同事業体の成立、解散の時期及び存続期間	委託契約締結の日から委託契約終了の日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の委託事業者とならなかったときは、当該指定を受けることができなかつた日に解散するものとします。また、当共同事業体の構成団体の加入、脱退又は除名については、事前に 公益財団法人 神戸市公園緑化協会の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
代表者の権限	1 公募の申請に関する件 2 公益財団法人 神戸市公園緑化協会との委託契約に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 その他契約に関する件	
その他	1 本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決するものとします。	

(備考) 共同事業体の構成員の数が4以上になる場合は、この様式に準じて様式を作成すること

別紙2

令和8年度三宮南エリア花壇管理業務委託 共同事業体協定書 (例)

(目的)

第1条 当同事業体は、次の各号の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

- (1) 三宮南エリア花壇管理業務委託
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当同事業体は、××同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を神戸市△△区○○町1丁目1番1号に置く。

(成立、解散の時期及び存続期間)

第4条 当事業体は、公益財団法人 神戸市公園緑化協会との三宮南エリア花壇管理業務委託契約締結日に成立し、当該委託契約終了日までの間は、解散することができない。

2 委託事業者に選定されなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該選定を受けることができなかつた日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

神戸市△△区○○町1丁目1番1号	□□株式会社
神戸市△△区○○町1丁目1番1号	□□株式会社
神戸市△△区○○町1丁目1番1号	□□株式会社

(代表者)

第6条 当事業体の代表者は、第8条の運営委員会で選任するものとする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、本事業に関し、当事業体を代表して、公益財団法人 神戸市公園緑化協会及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託事業費の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は構成員全員を持って運営委員会を開き、事業の執行に当たるものとする。

2 運営委員会の議事は、多数決により決する。

(構成員の職務分担及び責任)

第9条 構成員は、第1条の事業の履行に関し、別記の職務分担表に基づき職務を分担するとともに、当事業体に連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、事業年度毎に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第9条に規定する責任の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第9条に規定する責任の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業中における構成員の脱退等に対する措置)

第15条 構成員は、公益財団法人 神戸市公園緑化協会及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が事業を完了する日までは脱退又は除名することができない。

2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者又は除名された者がある場合においては、残存構成員が当事業体に共同連帶して事業を執行する。

(事業中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 当事業体が解散した後においても、当該事業につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

印

所在地

商号又は名称

代表者名

印

所在地

商号又は名称

代表者名

印

所在地

商号又は名称

代表者名

印

別紙3

委任状  
令和 年 月 日

公益財団法人 神戸市公園緑化協会 理事長あて

-----  
共同企業体

共同企業体構成員 所在地  
商号または名称  
代表者名 -----印

共同企業体構成員 所在地  
商号または名称  
代表者名 -----印

共同企業体構成員 所在地  
商号または名称  
代表者名 -----印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、公益財団法人  
神戸市公園緑化協会との契約について、次の権限を委任します。

受任者 共同企業体代表者 所在地  
商号または名称  
代表者名 -----

委任事項

- 1 契約に関すること
- 2 保証金または保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 3 支払金の請求及び領収について
- 4 支払期日のきた利札の請求及び領収について

受任者印鑑  
印

## 会 社 概 要

商号又は名称			
本社所在地			
代表者			
設立年月日		資本金(千円)	
沿革			
従業員数 (代表者除く)			
組織図			
主な業務内容			
環境対策に関する取り組み(実施している場合)			

別紙 5

(公財) 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室 河野あて

〒654-0163

神戸市須磨区緑台 神戸総合公園管理センター2F

(公財) 神戸市公園緑化協会 公園緑地課 緑花事業推進室

TEL : 078-351-6756

電子メール : [hanamidori@kobe-park.or.jp](mailto:hanamidori@kobe-park.or.jp)

---

## 令和 8 年度花壇管理業務委託

### プロポーザル参加表明書（エントリーシート）

下記、参加希望エリアに □をつけて、電子メールでご返送ください。

三宮南エリア

〆切は、 1月 30 日（金）17 時まで です。

○参加資格決定通知、質問等をご連絡する際の連絡先を記入してください。

会社名 : \_\_\_\_\_

担当者名 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_ FAX 番号 : \_\_\_\_\_

携帯電話 : \_\_\_\_\_

電子メール : \_\_\_\_\_

## 令和8年度花壇管理委託業務（三宮南エリア）

## 質問票

No.	項目	質問	回答
1			
2			

3			
4			

# 令和8年度 花壇管理業務 飾花企画書作成要領

飾花企画書を作成する際には、以下の注意事項を厳守してください。

以下の内容が遵守されていれば様式は自由とする。

## 1. 規格

A3 横向き、10 ページ程度とする。

※ページ数が多くなっても加点対象としない。

## 2. 表紙

「令和8年度 花壇管理業務（三宮南エリア）飾花企画書」とわかりやすく記載する。

表紙には、上記タイトル以外は記載しない。（会社名も記載しない）

## 3. 内容

以下の項目を必ず記載すること。

### ア 実施体制

- ・業務体制
- ・業務実績（類似業務の実績（過去5年間））
- ・業務責任者の業務実績（過去5年間）、保有資格

### イ 実施内容

- ・業務計画（業務上の留意点、安全対策）
- ・デザイン（現状の把握、植栽のテーマ（エリア・場所））
- ・植栽計画（植栽する植物（季節ごとに記載）、複数年度を通した計画）
- ・予想される効果、若しくは改善点

### ウ その他独自提案

- ・アニバーサリー飾花（最低4回、代表的な花壇において四季を感じられるような飾花）
- ・市民への緑花啓発（LivingNatureKobe 含む）、SNS 等情報発信
- ・その他業務の目的に沿った提案

### オ 価格（契約期間の総額・年度毎の見積り、及び、その内訳のわかるもの）

## 4. 実施方法

プロジェクトで行う。

事務局にて資料の確認後、PDFかパワーントデータを提出すること。

## 5. その他

- ・イメージをより伝えやすくするため、画像やイラストを積極的に使用すること。
- ・会社名が推察されるような表現は記載しないこと。
- ・その他 項目の追加や参考資料の添付、アピール等は自由とする。

- ・花苗の株数は数量表を目安とするが、内容には多少の増減があつてもよいこととする。また、灌水及び手入れの回数は指定回数で計算すること。極端な増減や神戸の市街地に相応しくないと判断される場合は減点対象となる。
- ・その他企画（提案の有無は自由・提案予算に含むこと）
- ・市民サービスを行う場合は過度な内容は避けること
- ・民有地の使用は不可とする。
- ・提案予算に含まない自社努力等あれば記載する。

(参考) 飾花企画書例



# 令和8年度三宮南エリア花壇管理業務委託 仕様書

## I 総則

### 1. 業務目的

本業務は、「花のプロムナード」「ふれあい花壇」等の花壇に宿根草・一年草等を組み合わせて植栽し、四季を通じて花を観賞できる花壇として管理するだけでなく、植物を美しく見せるために周辺の樹木等の管理もあわせて行い、高質な都市景観の形成を図るとともに、民間事業者の知識経験や創意工夫を活かした良好な市民サービスを提供するため、委託業務の事業者を公募により選定し、花壇を常に良好な状態に維持管理することを目的とする。

### 2. 業務名称

三宮南エリア花壇管理業務委託

### 3. 業務場所

作業場所は、別添「位置図」参照。

### 4. 業務内容

当該エリア（別添位置図）の花壇及び花壇周辺の植栽等を良好な状態に維持するために、必要な管理作業等を自主的に判断し、本協会の承諾により適正に実施する。

標準的な作業回数等については別添「数量総括表」「花壇手入れ・灌水作業標準回数」を参照とするが、各作業の回数等詳細については天候の変化等に留意して必要な増減を行うものとする。各作業は本協会の承諾を得てから行うものとする。

（作業内容）

花壇及びフラワーベース植栽工、テラコッタ植栽工、薬剤散布、土壤改良、施肥、芝生刈込、コニファー等の手入れ、地被類（ヘデラ等）の手入れ、宿根草手入れ、中低木刈込み、花ガラ摘み・摘芯、除草作業、清掃作業、灌水作業

- (1) 毎月 25 日までに（花壇管理者連絡会が開催される場合はその日までに）次月の月間予定期表を本協会に提出し承諾を得る。
- (2) 毎週金曜日までに次週の週間予定期表を本協会に提出する。
- (3) 作業予定に変更が生じた場合は、当日までに本協会に連絡する。
- (4) 原則として、官公庁の休日または夜間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う場合は、休日作業願を提出し承諾を得ること。

### 5. 業務委託の期間

業務委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### 6. 仕様書の適用

本仕様書は「三宮南エリア花壇管理業務委託」を実施するためのものである。仕様書に定めの無い事項又は疑義が生じた場合、その都度、本協会と受託者が協議の上、業務を実施するものとする。

### 7. 法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

## 8. 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、本協会に提出した上で監督員に承諾を得なければならない。また、業務実施期間中は進捗状況等を定期的に報告すること。なお、その内容を変更しようとする時は協議とする。業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務実施体制
- (5) 打合せ計画書
- (6) 緊急連絡先
- (7) 勤務時間外連絡先
- (8) その他必要とするもの

## 9. 業務報告書

受託者は、業務の実施状況等について、四半期ごとに業務実績を本協会へ報告すること。また、本協会が業務の実施状況等の報告を求めたときは随時報告すること。

## 10. 個人情報・機密の保持

受託者は、業務上知り得た個人情報及び機密を他に漏らしてはならない。

## II 業務内容

### 1. 植栽計画の策定・Living Nature Kobe

神戸市の推し進める「自然の景」の創出による新たな緑と花のプランディングの取組である「Living Nature Kobe」を意識した花壇を1箇所以上設置すること（希望者にはLNKガイドラインをPDF形式で配布する）。

花壇設置にあたり、植栽計画を本協会に事前に提出すること。宿根草を使用する場合は本協会が箇所ごとに提示する植栽数量に縛られないものとする。他の花壇についても「Living Nature Kobe」の考え方を取り入れ宿根草を導入する場合、同様に植栽数量に縛られないものとする。

また、Living Nature Kobe花壇について市・本協会よりヒアリングを求められた場合、協力すること。

### 2. 花壇及びフラワーべース植栽工

草花を花壇及びフラワーべースに植栽する。草花A、B、C、D、E、F、小低木等の価格は原則として（表1）による。ただし、これと異なる価格帯の植物を使用する場合は新たな価格帯を設けることが出来るものとする。

- (1) 一年草については、年3回程度植え替えを行うこと。（夏花壇、秋花壇、冬～春花壇）ただし、草花の状態等の諸条件による植替回数の変更は本協会と協議し、承諾の上可能とする。
- (2) 植え替えは一度にすべてを入れ替えるのではなく、草花の成長に合わせて適期に行うこと。
- (3) 花壇ごとに特徴をもたせた植栽を行うこと。
- (4) 季節感の演出に努め、一年を通じて変化をもたせること。
- (5) （表1）以外の草花も積極的に使用すること。
- (6) 植替面積は、別添「数量総括表」の面積を参考とすること。
- (7) 植栽密度は、使用する草花によって異なるが、25株/m<sup>2</sup> (vp9cm) を標準とする。

- (8) 使用する草花は、ポット栽培品を原則とし、高さ・品質等の均一なもので、病虫害の無い優良なものとする。また、特に指定のある場合を除き、開花している状態で入荷し、花芽の十分に付いたものを使用すること。
- (9) 使用する花苗数量の検収写真を提出すること。（状況写真と数量表を使った提出も可とする。）
- (10) 植え替え直後は十分な灌水を行い、早期に定着するよう努めること。また、厭地等の影響が出ないよう種類の選択に配慮すること。
- (11) 草花植栽作業には、古い草花の抜取りを含むものとする。
- (12) 植え替え時には元肥として、緩効性肥料（こうべSDGs肥料・マグアンプK・花工場21等）を肥料の標準施肥量を守って施すこと。
- (13) 植え付けにあたっては、根鉢を崩し、現場土との馴染みを良くすること。
- (14) 植え替え時に必要に応じて、植栽土の補充または、すき取りを行うこと。補充する客土は、有機質及び無機質の土壤改良が施された培養土を用いること。
- (15) コニファー等の植栽にあたっては、場所に応じて鉢にいれたまま植栽することもあるので、事前に本協会と相談すること。必要に応じてアンカー等の盗難防止措置を行うこと。
- (16) 花壇手入作業や灌水作業で枯損、損傷、抜き取り等が見られた場合、速やかに補植を行うこと。  
部分的（40株未満）補植については、隨時行い速やかに報告すること。大規模な場合は、種類の変更を含めて、本協会と協議し、承諾の上作業すること。
- (17) 植栽に使用する植物材料に際しては、下記のⅠ・Ⅱに示すリストに記載されている植物は原則として使用してはならない。

Ⅰ. 環境省・農林水産省発行「生態系被害防止外来種リスト（我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト）」のうち、緊急対策外来種のもの（表2-1）

Ⅱ. 神戸市環境局発行「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」の「神戸版ブラックリスト2020」に記載されている植物（表2-2）

表1

草花 A	草花 B	草花 C	草花 D	草花 E
アゲラタム	アメリカン・ブルー	アジュガ	ユリオプステージー	栄養系ロベリア
C・ノースポール	インパチェンス	アガスター	ラグラス	カラー(VP10.5)
C・マルチコーレ	イソトマ	アスター	ラベンダー(イングリッシュ系)	ゴールドクレスト(VP10.5)
サルビア・コクシネア	かすみそう(ジブシー系)	アンゲロニア	ラミューム	コスマス(ショコレート)(VP10.5)
サルビア・スプレンデンス	カレンジュラ(キンセンカ)	イベリス	リクニス・コロナータ	サフィニア(VP10.5)
サルビア・ファリナセア	キバナコスモス	イボメア	リクニス・フロスククリ	ゼラニウム(センテッド)
ジニア・プロフェージョン	キンギョソウ	ウインターコスモス	リシマキア	ダリア(ガーデンダリア)(VP10.5)
ジニア・リネアリス	ケイトウ	エリシマム	ルドベキア(※ラキアータは不可)	チエッカーベリー
シロタエギク	コキア	オステオスペルマム	ルリタマアザミ	ネメシア・インプレシア
スイートアリッサム	ゴシキトウガラシ	オルレア	レースラベンダー	パキスタキス(VP10.5)
デージー	コスマス	ガイラルディア	ローズマリー	ヒューケラ(VP10.5)
テルスター	コリウス	ガザニア	ロータス・プリムストーン	ペラルゴニウム(VP10.5)
トレニア	コレオプシス	観賞用とうがらし	草花 D	ミリオンベル
ネモフィラ	サンビタリア	ギボウシ (VP10.5)	カレックス	八重咲カリブコア(VP10.5)
パンジー	ジニア(ヒヤクニチソウ)	キンギョソウ(中高性)(VP10.5)	栄養系コリウス(VP10.5)	ユーカリ
ビオラ	宿根バーベナ	クレオメ(VP10.5)	栄養系バーベナ(VP10.5)	ユーフォルビア(ダイヤモンドフロスト系)(VP10.5)
ベゴニア	シルバーレース	ケイトウ(高性)	エキナセア	ルビナス(VP10.5)
ペチュニア	ストック	コバノランタナ	ガーデンガーベラ	ローダンセダム・マーキュリー
マリーゴールド(フレンチ)	ストロベリーフィールド	下垂性ペチュニア	ガーデンシクラメン	草花 F
球根	センニチコウ	宿根ネメシア	カリブコア	エリカ (VP12)
チューリップ球根	テランセラ	スカピオサ	カルーナ・ガーデンガールズ	エレモフィラ・ニペア (VP12)
	ナスタチウム	セトクレアセア(紫御殿)	カルーナ・ブルガリス	クリスマスローズ(VP10.5)
	バーベナ	ゼラニウム	クロサンドラ(VP12)	ダリア(VP12)
	ハゲイトウ	ディモルフォセカ	コスモス(VP10.5)	ドドナエア(H=0.4以上)
	ピンカ (ニチニチソウ)	ニーレンベルギア	ジギタリス(VP10.5)	ハイビスカス(VP15)
	プリムラ・ジュリアン	ニゲラ	ストック(ビンテージ)(VP10.5)	ベニセタム・パープルファウンテングラス(VP12)
	プリムラ・マラコイデス	バコバ	ストロビランテス	メラレウカ(VP12)
	ポーチュラカ	ビデンス	セロシア(VP10.5)	小低木1(アジサイ等)
	マリーゴールド(アフリカン)	ピンカ (耐病性)	多色種ケイトウ(VP10.5)	シマトネリコ(H=0.4以上)
	ミニハボタン	プラキカム	デュランタ(VP10.5)	オリーブ (H=0.4程度) (VP12)
	メランポジウム	ブルーデージー	バーバスカム	アナベル(VP12)
	リナリア	フロックス	ハツユキカズラ	レウコフィラム(5号)
	ロベリア	ペアグラス	ヒューケラ	アジサイ(西洋アジサイ)(5号)
	ワスレナグサ	ヘデラ・ヘリックス	フリヤプラン(VP10.5)	ブルーアイス(H=0.4以上)
		ヘリクリサム	フクシア(VP10.5)	小低木2(コルジリネ等)
		ペンタス	ブチロータス・ジョーイ	ニューサイラン(VP12)
		ポットマム	ブルースター(オキシベタラム)	コルジリネ(インジビサ)(H=0.5以上)
		マーガレット	ヘデラ "グレイシャー"	クレマチス(H=0.4以上)
		モクビヤッコウ	ヘデラ "ゴールドハート"	ミニバラ(スタンダード仕立)(H=0.4以上)
		モナルダ	ヘデラ "ピツツバーグ"	
		モミジバゼラニウム	ミニハボタン(VP10.5)	
		八重咲きジュリアン	八重咲インパチェンス(VP10.5)	
		八重咲ベゴニア	ラナンキュラス(VP10.5)	
			ラベンダー(フレンチ系)	
			ローダンセダム・アフリカンアイズ	

※異なる価格帯にある同種の草花は、VP寸法の違いによる  
※アジサイは花付きのものを使用すること。

表2-1

アレチウリ、オオキンケイギク（コレオプシス・ランケオラータ）、ツルヒヨドリ（ツルギク、ミカニア・ミクランサ）、オオハンゴンソウ（ルドベキア・ラキニアータ、ハナガサギク、ヤエザキハンゴンソウ、ヤエザキオハンゴンソウ）、ナルトサワギク（コウベギク）、アメリカハナグルマ（ミツバハマグルマ、ホコガタギク、外来アゾラ類（外来アゾラ、外来アカウキクサ）、ナガエツルノゲイトウ（ミヅツルノゲイトウ、ミズツルノゲイトウ）、オオバナミズキンバイなどを含むルドウィギア・グランディフロラ、オオフサモ（パロットフェザー、スマフサモ、ヌマフサモ）ブラジルチドメグサ、オオカワジシャ（オオカワジサ）、ミズヒマワリ（ギムノコロニス）、スバルティナ属、ボタンウキクサ（ウォーターレタス）
---

表2-2

コンテリクラマゴケ、外来アゾラ類、オランダガラシ、イタチハギ、アレチヌスピトハギ、ハリエンジュ、アレチウリ、コマツヨイグサ、オオフサモ、ブラジルチドメグサ、ウチワゼニグサ、ツルニチニチソウ、オオフタバムグラ、メリケンムグラ、アメリカネナシカズラ、アメリカアサガオ、マルバアメリカアサガオ、マメアサガオ、マルバアサガオ、ホシアサガオ、ヤナギハナガサ、アレチハナガサ、フサフジウツギ、ウキアゼナ、オオカワヂシャ、エフクレタヌキモ、オオキンケイギク、キクイモ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、セイタカアワダチソウ、メリケントキンソウ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、オオカナダモ、コカナダモ、ホティアオイ、キショウブ、ノハカタカラクサ、シナダレスズメガヤ、キシュウスズメノヒエ、チクゴスズメノヒエ、モウソウチク、セイバンモロコシ、シユロ、トウジュロ、ボタンウキクサ、シユロガヤツリ、メリケンガヤツリ、オオバヤシャブシ※、園芸スイレン、タチバナモドキ、トキワサンザシ、ヤマハギ※、メドハギ※、マルバハギ※、ナンキンハゼ、トウネズミモチ、セイヨウイボタ（ヨウシュイボタ）、オニウシノケグサ、ネズミホソムギ、ネズミムギ、ホソムギ、ボウムギ、フサジュンサイ、ニワウルシ、オオブタクサ、ナガエツルノゲイトウ、ナガバオモダカ、オオバナミズキンバイ、ミズヒマワリ、トウコマツナギ、シナイボタ
---

【注】(※)印の植物については、兵庫県内産のみ使用できる。(※)印の植物を使用する際は、兵庫県内産（県内で種子が採種されるなど産地が県内であるもの）であることを明らかにし、監督員の承諾を得なければならない。

### 3. テラコッタ植栽工

既設のテラコッタ等の鉢に草花A・B・C・D・E、F、ミニバラ等を組み合わせた寄せ植えを作成し設置する。

- ・テラコッタA φ30cm程度のテラコッタ等の鉢で、概ね7株程度
- ・テラコッタB φ40cm程度のテラコッタ等の鉢で、概ね10株程度
- ・テラコッタC φ50cm程度のテラコッタ等の鉢で、概ね10株程度

### 4. アニバーサリー飾花

最低年4回代表的な花壇において、四季を感じられるような飾花イベントを提案し実施すること。また実施にあたっては、事前に実施時期、実施内容について本協会と協議の上承諾を得ること。

### 5. 花壇手入れ作業

花壇を良好な状態に維持するために必要な作業を行う。原則として2人1組、1回当たり半日を単位とし、作業内容に応じて必要な人員で作業を行うこと。すべての花壇で週1回以上の作業を行うこと。（標準作業回数は別表を参考）

#### (1) 薬剤散布

病虫害の発生に応じて、適宜行うこと（12回／年を目安）。使用薬剤は、特に指定の無い限り液剤とし、スミチオンを標準とするが、発生した病虫害に対応した適切な薬剤を使用すること。作業は風のない日時を選んで行い、歩行者等の安全を十分確保しながら行うこと。

#### (2) 土壤改良

必要に応じて、フラワーベース等の土の入れ替えを行うこと。作業時期、作業対象は本協会と協議のうえ決定するものとする。

### (3) 施肥

鉢については、半月に1回を目安として、液肥を施すこと。液肥は 肥料メーカーの草花向けの標準希釈倍率を標準とする。花壇・フラワーべースについても適宜液肥を施すこと。

### (4) 芝生刈込み

花壇周辺（背景及び一帯となっている範囲）の芝生地について年4回を標準とし、芝刈りを行うこと。

### (5) コニファー等の手入れ

整枝、枯木・枯枝の撤去を行い、徒長枝の剪定・刈込み等を行うこと。

### (6) 地被類（ヘデラ等）手入れ

花壇・フラワーべースに植栽した地被類については、年3回程度刈込みを行うこと。

### (7) 宿根草手入れ

花後の剪定や、冬季の養生、株分けなど、継続して花が咲くために必要な作業を行うこと。

### (8) 中低木刈込み

花壇周辺の中低木類の刈り込みを行うこと。ヒラドツツジ、ボックスウッドは年1回、プリペット、シャリンバイ等は年2回、アベリアについては年3回を標準とする。

### (9) 花ガラ摘み・摘芯

花つきをよくするため、花ガラを丁寧に除去するとともに、株の生育をうながすよう適宜、摘芯を行うこと。なお、Living Nature Kobe花壇は、各植栽を活かす「自然の景」を意識すること。

### (10) 除草作業

花壇及び周辺植栽地に生えている雑草を伐根除去すること。

### (11) 清掃作業

花壇及び植栽地内に捨てられているゴミを除去・処分すること。併せて花壇の美観を損なうような周辺のゴミも除去・処分すること。

## 6. 灌水作業

花壇を良好な状態に維持するために必要な灌水を行う。原則として2人1組、1回当たり半日を単位とし、原則として午前中に実施すること。散水栓が設置されているところについては、手撒き灌水を原則とし、散水栓が設置されていない場所については、散水車で灌水を行うものとする。また、灌水作業の実施には、清掃作業及び除草作業等簡易な管理作業を含むものとする。（標準作業回数は別表を参考）散水栓使用時はメーター確認し、使用水量を記録すること。

### (1) 花壇灌水

自動灌水装置のある現場については、自動灌水装置が良好に作動しているかをチェックし、シーズンによって作動時間を変更すること。十分に灌水されていない部分があれば手撒きによる補助灌水を行うこと。また、花壇周辺の中低木に対しても必要に応じて灌水を実施すること。

### (2) フラワーべース灌水

底面給水付フラワーべースのある現場については、点検孔からタンク内水量をチェックし、不足している場合は給水すること。チェックの目安としては、夏場は4～5日に1回、春秋は2週間に1回、冬場は3週間に1回程度とする。

### (3) 散水車への給水については、原則受託者が行うこと。

## 7. ごみ処理方法

- (1) 作業に伴うごみの処分については、市が指定するごみの区分（可燃・不燃・資源）に合わせて分別を徹底し、原則指定袋に入れて市環境局の定める処分地へ搬入・処分すること。また、使用した指定袋の数量を確認できる資料を提出すること。
- (2) 植替えのため抜き取った草花など「分別区分が同一」であるごみを大量に処分する際に、指定袋の適用除外を受ける場合は、事前に本協会と協議の上、所定の手続きを行い、「一般廃棄物搬入・承認申請書」（写）及び処分券（写）を提出すること

## **8. 業務責任者**

- (1) 受託者は、本業務の履行にかかる業務責任者を選任し、その氏名連絡先その他必要な事項を書面により本協会に通知しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者とは本業務の履行に係る責任者であり、本業務を統括し、その運営・取締・作業に関する一切の事項の処理を行うものとする。
- (3) 業務責任者は、本協会との連絡を密にし、本作業に係る履行管理、人員の配置等の履行体制の報告等については原則として、書面をもって行うものとする。
- (4) 業務責任者は毎作業日について、安全管理状況も含めた作業の履行状況を確認すること。
- (5) 本協会は業務責任者が業務を適正に行っていないとき、その他必要と認めるときは、業務責任者の交代等その理由を明示した文書により必要な措置をとるよう請求できる。
- (6) 本協会が受託者に対し業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除き、原則として業務責任者に対して書面にて行うものとする。

## **9. 設備等の使用**

- (1) 受託者は業務の履行のために使用する設備・工器具類・消耗品等を受託者の責任と費用負担により調達しなければならない。

## **10. 安全管理**

- (1) 受託者は事故防止・安全管理に充分注意し、現場条件に応じて交通誘導員や必要な工事標示板・セーフティーコーン・セーフティーバー等の保安施設を設置し、安全管理を徹底すること。なお、これらの保安施設には風で転倒しないよう、重石を設置するなど対策を講ずること。保安施設等は「神戸市土木請負工事必携」の「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づくこととし、「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」を参考に道路使用許可申請（警察協議）を行い、必要な保安施設等の設置を行うこと。なお、道路形状等により「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」によることが困難な場合は監督員と協議の上、十分な安全管理を行うこと。「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」は下記に掲載している。  
神戸市 HP ホーム > <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/6811/hoanshisetsu.pdf>
- (2) 作業にあたっては、歩行者及び周辺住民・沿道店舗等に迷惑を及ぼさないよう十分配慮すること。必要に応じて作業前の声かけなどの周知を行うこと。
- (3) 受託者は、作業員の事故を防止するためにヘルメットの着用等、必要な服装や装備等を着用させること。特に高所作業においては、安全帯やヘルメットの着用等必要な措置を講じること。
- (4) やむを得ず歩道に車両を乗り上げて作業を行う場合は、警察と協議の上、舗装面を養生するなど必要な処置を講じること。
- (5) 受託者は安全管理に関する自主管理内容を確認するために「安全管理点検表」を作成し、これにより定期的に点検を行うこと。
- (6) 受託者は「神戸市土木請負工事必携（2025年10月版）」に定めるとおり、安全・訓練等を実施すること。
- (7) 受託者は労働安全衛生法等関連法令に基づく必要な措置を常に講じること。

## **11. 手続き等**

- (1) 道路使用許可等の関係官公庁への必要な手続きは、受託者がその責任において遅滞なく行い、その書類の写しを本協会へ提出すること。
- (2) 前項に要する費用は全て受託者の負担とする。

## 12. 業務報告

- (1) 本協会の指示により、業務報告写真を提出すること。報告写真の撮影はデジタルカメラによるものとする。
- (2) 報告写真は作業ごとに、①作業前、②作業状況（安全管理状況を含む）、③作業後が明確に判別できるように同一の場所で撮影し、黒板等に①場所、②日付、③作業種別、④作業回数等を明示すること。  
ただし、花壇手入れ作業は①作業状況（安全管理状況を含む）、②手入れで出たゴミ等の写真のみで可とする。  
また、灌水作業は①作業状況写真（安全管理状況を含む）のみで可とする。
- (3) 1年間の報告写真のダイジェスト版を作成し、紙ベース2部、電子データ1部を提出すること。

## 13. 提出書類

本業務について必要な書類は別紙1「提出書類一覧表」のとおりとする。

## 14. その他

- (1) 当作業の委託にあたって、審査の対象となった提案内容は原則として内容の変更は認めない。  
また、契約金額の5%未満の増減は契約変更の対象としないものとする。5%を超える場合は契約変更の対象とする。ただし、補植の花苗については、植え替え後2週間を超える場合の枯損や人為的要因による場合に限る。
- (2) 受託者から請求がある場合は、出来高検査のうえ中間払いをすることができる。支払い回数は精算を除き、委託期間中に3回までとする。また当該期間の作業報告書を提出し、本協会の承諾を得るものとする。
- (3) 契約期間中に新規花壇の追加、及び廃止等がある場合については、管理の追加等の具体的な内容について別途本協会と協議を行うこととする。
- (4) 契約期間中の花壇面積の増減、飾花の追加について本協会の指示があれば対応すること。
- (5) 本協会が開催する花壇管理者連絡会に出席すること。
- (6) 受託者が業務を適正に行わず、本協会の指示に従わない場合や、受託者に不正行為がある場合は、作業の中止を命ずるとともに契約を解除することがある。
- (7) 受託者は作業に関して第三者から交渉のあったときはただちに、あるいは交渉をするときは事前に当協会に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 事故の発生、及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、速やかに本協会に報告するとともに、受託者の責任において解決すること。また、関係諸機関への連絡・通報・応急措置等を行うこと。
- (9) 主な花壇には、植栽の照会先、メッセージ等を記したプレートを設置できるものとする。発注者名、会社名、連絡先等の表記方法については、事前に当協会の承認を得ること。
- (10) 花壇ディスプレイに使用するオブジェについて、のぼり・大型の旗等、神戸市都市景観条例及び道路管理上支障になるものについては使用しないこと。
- (11) 業務履行中は、第三者又は器物等に損害を与えないように注意すること。万一損害を与えた場合は、全て受託者の責任において解決し、その経過を速やかに本協会に報告すること。
- (12) 受託者は、常に花の状態に留意し、枯損する前に準備を行い、遅滞なく作業を行うこと。  
花壇管理や草花等について、常に新しい情報を収集し、自己研鑽に努めること。
- (13) 本協会の職員が定期的に巡回し履行確認を行うものとする。
- (14) 本協会との協議・承諾・指示は、規定の様式の書面をもって行うものとする。
- (15) その他、本仕様書に定めのない事項については、神戸市土木請負工事必携（2025年10月版）及び本協会との協議によるものとする。

- (16) 特定外来生物のオオキンケイギクについては、下記のURLの内容を参考に注意して作業にあたること。なお、除草・草刈対象地以外で発生している場合や、広範囲に発生している場合は本協会に報告すること。  
神戸市HP 神戸市HP ホーム >「オオキンケイギク」対策にご協力をお願いします。  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/ookinkeigiku.html#tmp\\_honbun](https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/ookinkeigiku.html#tmp_honbun)  
また、特定外来生物のアルゼンチンアリについては、別添を参考に他地域へ拡散させないよう注意して作業にあたること。なお、業務場所以外で発生している場合や、広範囲に発生している場合は市に報告すること。
- (17) スポンサー付花壇については、企業のイメージや特徴を生かした植栽を心がけ、年間を通じて他の花壇よりもレベルの高い植栽デザインと手入れを行うこと。ボリュームや色使いについて、人目をひくような目立つ花壇としてデザインすること。  
また、スポンサー看板が常に目立ってよく見えるように、特に注意を払って管理すること。  
(飾花等により看板が目立つ工夫、看板が植栽に隠れていないか、汚れていないかなど)
- (18) 神戸市民の花（アジサイ）を市民や観光客にアピールするため、適期にアジサイを効果的な場所に植栽し、花後も花壇内で管理すること。
- (19) 市民サービスを行う場合は過度な内容は避けること。
- (20) 民有地の使用は不可とする。
- (21) 市民協働で草花植付け等を行う場合には、本協会の指示に従い対応すること。
- (22) 当業務におけるテーマやアニバーサリー企画等について、記者室への資料提供や神戸市および本協会ホームページへの記載など、本協会が必要と判断した場合は市民向けPR資料のデータ作成を行うこと。データ作成における様式や内容については本協会の指示に従い対応すること。

## 15. その他の条件等

### (1)工事の影響について

駅前の開発工事により花壇の面積、及び手入れや灌水に影響が出る可能性があるため柔軟に対応すること。

◎別紙『令和8年度 工事影響範囲』記載箇所については令和8年度内での工事が予定されている。工事の進捗により、植替え及びアニバーサリー飾花の取り止めの可能性がある為、本協会の指示に従うこと。

### (2)アニバーサリー飾花について

最低年4回、代表的な花壇において四季を感じられるような飾花イベントを提案し実施すること。

また、㈱ナニワ電装のスポンサー花壇については電飾を使用し人目を惹くようなアニバーサリー飾花を年4回以上行うこと。

### (3)額縁花壇について

金沢クリニック前、額縁花壇へ年4回以上、額縁を上手く利用した飾花を行うこと。

### (4)花壇ガイドウォークについて

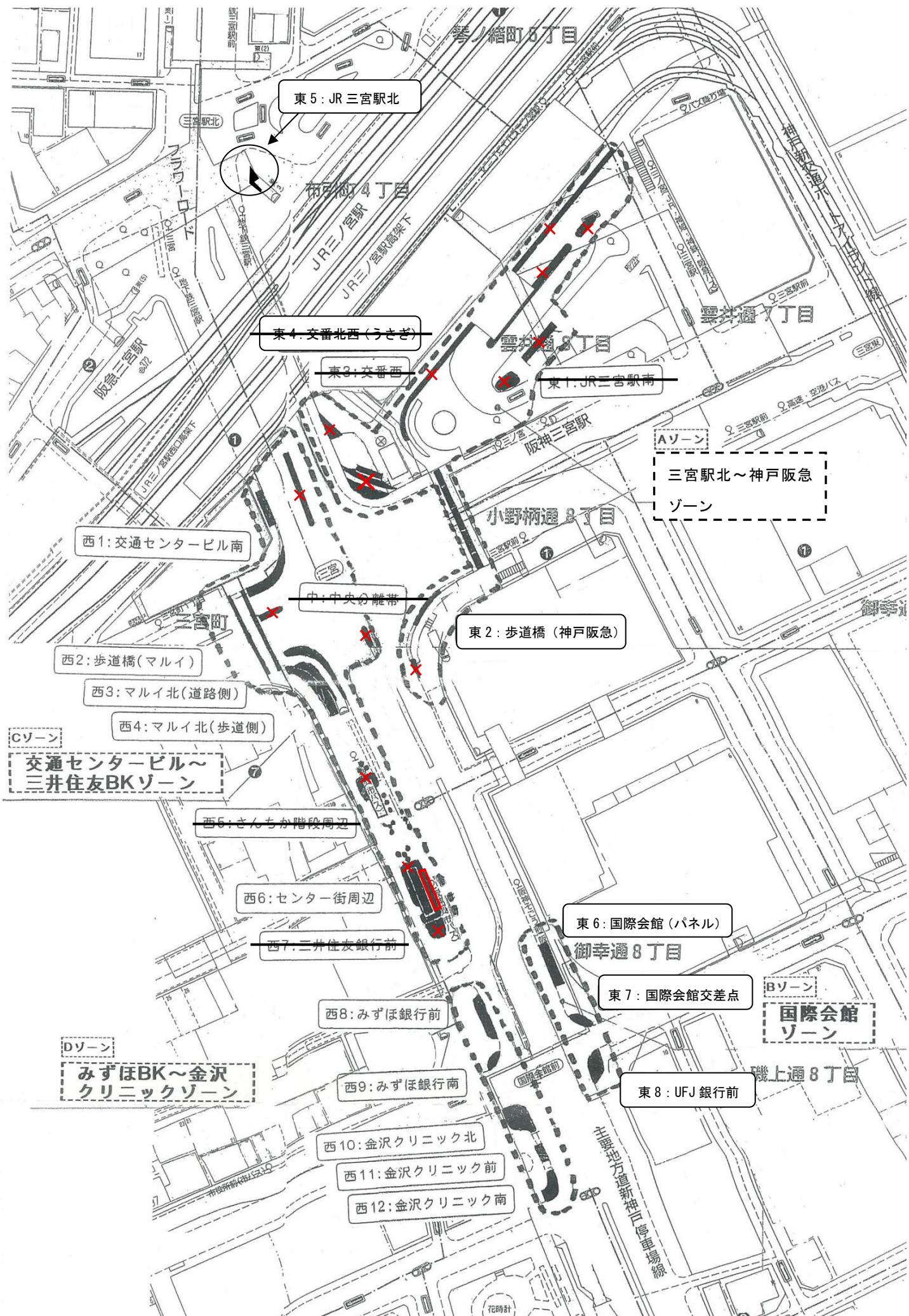
市民へ花壇の案内・解説を行うこと。年2日、1日2回程度を目安とする。

### (5)スポンサー花壇について

新規にスポンサー花壇となる箇所やスポンサーが追加された際は飾花の方針等柔軟に対応すること。

※ただし、本仕様書の記載事項は神戸市の管理業務について本協会が受託できた場合に限る。  
(令和8年1月作成)

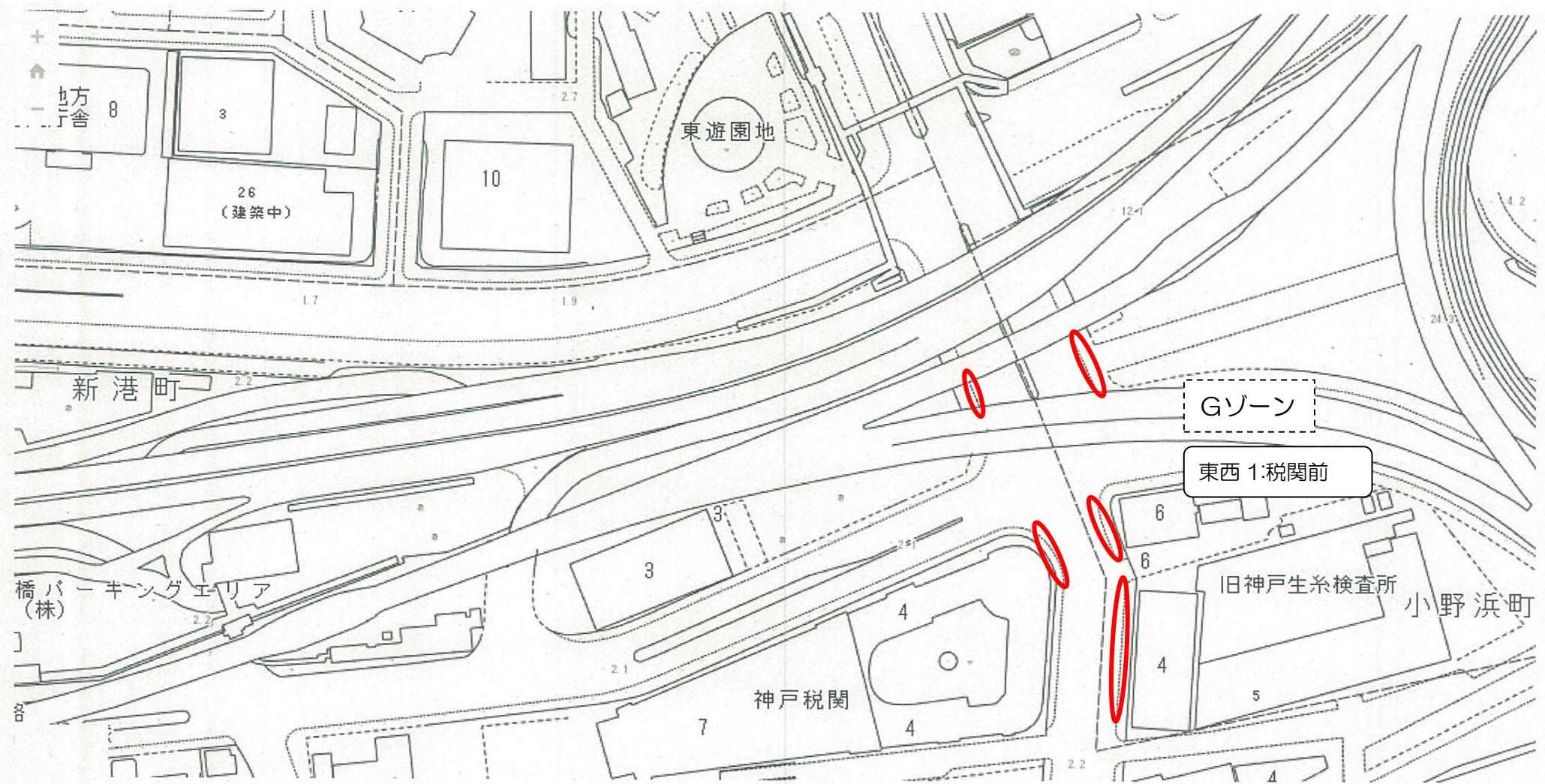
# 花壇管理業務（三宮南エリア）位置図 1



## 花壇管理業務（三宮南エリア）位置図2



## 花壇管理業務（三宮南エリア）位置図3



令和8年度 三宮南エリア花壇管理業務委託 数量総括表1

設置箇所			種類	花 壇(m <sup>2</sup> )					フラワーベース(基)			ハンギング(基)			テラコッタ等(基)					備考
ゾーン	番号	場所名	箇所数	全面積	低木面積	宿根草面積	一年草面積	A 360*1200程度	B 360*900程度	C 250*700程度	180*800程度	Φ300程度 壁掛け	Φ300程度 吊り下しのみ(2基/本)	A Φ300程度	B Φ500程度	C Φ650程度	A:宿根のみ	B:灌水のみ		
				東1	JR三宮駅南	工事のため休止													工事のため休止	
Aゾーン 三宮駅北～神戸 阪急ゾーン	東2	歩道橋(神戸阪急)	2	21.8		12.0	9.8			6	0									
	東3	交番西		工事のため休止										0					R5 花壇撤去済	
	東4	交番北西(うさぎ)		工事のため休止															R4より宿根草・一年草を宿根草・低木等へ変更	
	東5	JR三宮駅北	1	26.0	14.0	12.0	0.0												R4秋頃より工事のため西側のみ計上	
	東6	国際会館(パネル)	1	7.8		1.6	6.2							2	1					
Bゾーン 国際会館ゾーン	東7	国際会館交差点	1	6.1		1.1	5.0								1					
	中	中央分離帯										0							R4より削除	
Cゾーン 交通センタービル ～三井住友BKゾーン	西2	歩道橋(マルイ)	2	23.5		19.4	4.1					0			0					R4より宿根草19.4m <sup>2</sup> 多肉植物へ テラコッタ2基撤去(R3未撤去分)
	西3	マルイ北(道路側)	1	82.5		71.5	11.0					0			1					R4より一年草33m <sup>2</sup> ×1/3=11m <sup>2</sup> 、宿根草49.5m <sup>2</sup> +(33m <sup>2</sup> -11m <sup>2</sup> )=71.5m <sup>2</sup> へ変更(初期よりも一年草が大部分宿根草へ 更新されているため)
	西4	マルイ北(歩道側)	2	82.2		67.0	15.2					4	1							R5室外機工事で拡張
	西5	さんちか階段周辺		工事のため休止								0							R4よりテラコッタ8基撤去 R8年1月より撤去	
	西6	センター街周辺	1	13.5	4.8	4.8	3.9							0					R4より地被類、宿根草等に植替え R8年1月より一部撤去	
	西7	三井住友銀行前										0	0						R8年1月より撤去、復旧予定なし	
	西9	みずほ銀行南	1	19.3		8.2	11.1													
Dゾーン みずほBK～金沢 クリニックゾーン	西10	金沢クリニック北	1	89.4		26.0	28.7							3	0					
	西11	金沢クリニック前	1	15.7		3.5	6.0					3								
	西12	金沢クリニック南	1	41.2		18.5	10.0													
Eゾーン	東9	葺合54号線										1	12	5		3				
Fゾーン	東10	葺合南13号線	2	12.4	3.1	3.1	6.2					5							R7年6月より一部工事の為管理不可	
Gゾーン	東西1	税関前						33											R7年12月よりフラワーベース3基減	
小計			17	441.4	21.9	248.7	117.2	33	0	6	0	0	0	10	22	7	0	3		

設置箇所			種類	花 壇(m <sup>2</sup> )					フラワーベース(基)			ハンギング(基)			テラコッタ(基)					備考
ゾーン	番号	場所名	箇所数	全面積	低木面積	宿根草面積	一年草面積	A 360*1200程度	B 360*900程度	C 250*700程度	180*800程度	Φ300程度 壁掛け	Φ300程度 吊り下しのみ(2基/本)	A Φ300程度	B Φ500程度	C Φ650程度	A:宿根のみ	B:灌水のみ		
Bゾーン	東8	UFJ銀行前	1	81.5	2.0	59.5	20.0							2	3					
Cゾーン	西1	交通センタービル南	3	85.4		42.7	42.7							2					R4よりテラコッタ8基撤去	
Dゾーン	西8	みずほ銀行前	1	85.3	35.9	14.7	21.3							5	2				R4より連節バス運行のため一部削除	
ふれあい花壇 小計			5	252.2	37.90	116.9	84.0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0		
合 計			22	693.6	59.8	365.6	201.2	33	0	6	0	0	0	17	29	7	0	3		

令和8年度 三宮南エリア 花壇管理業務委託 数量総括表2

植替必要数量

(単位:株)

	花壇	フラワーベース	ハンギング	テラコッタ	備考
草花A	10,642	1,373	0	1,018	
草花B	1,330	172	0	127	
草花C	665	86	0	64	
草花D	266	35	0	26	
草花E	399	52	0	38	
草花F	10	5	0	3	
アジサイ	20	0	0	0	
球根	150	0	0	80	
中低木(ミニバラ等)	8	5	0	3	

設計数量

必要数量の5%増

(単位:株)

草花植栽	花壇	フラワーベース	ハンギング	テラコッタ	備考
草花A	11,174	1,441	0	1,068	必要数量の5%増
草花B	1,396	180	0	133	必要数量の5%増
草花C	698	90	0	67	必要数量の5%増
草花D	279	36	0	27	必要数量の5%増
草花E	418	54	0	39	必要数量の5%増
草花F	40	5	0	3	補植計上なし、LNK用に草花F 30株増
球根	150	0	0	80	補植計上なし
計	14,155	1,806	0	1,417	合計株数①
					17,378

維持管理作業標準回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計回数
花壇手入れ作業(回)	12	11	14	14	15	15	14	13	9	7	7	10	141
灌水作業(回)	14	15	15	17	22	17	15	15	11	8	8	11	168

合計株数②  
株数総合計①+②  
17,414

## 提出書類一覧表

番号	提出書類	部数	様式	提出期限
1	業務責任者設置通知書※6	1	様式1	契約締結後5日以内
2	内訳明細書※6	1	◆	契約締結後14日以内
3	業務計画書※6	1	◆	契約締結後速やかに
4	月間予定表、週間予定表※6	1	任意	仕様書に記載のとおり
5	業務記録写真※4	1	仕様書に定めるとおり	当協会の指示した日
6	作業日報	1	任意	当協会の指示した日
7	安全管理点検表	1	任意	当協会の指示した日
8	官公庁への手続き書類(写し)	1	—	当協会の指示した日
9	剪定枝、ごみ等の処分に関する計量票(写し)※5	1	任意	当協会の指示した日
10	花壇巡回写真	1	データ	2週に1回目安

※1 上記の書類は、業務担当課へ提出すること

※2 ◆印の書類の様式については「神戸市土木請負工事必携(2025年10月改訂版)」および  
「神戸市土木工事書類作成マニュアル(2025年10月改訂版)」による

※3 安全・訓練等の実施について業務計画書に具体的計画を記載し、実施状況を記録した資料  
を整備・保管し、当協会の請求があった場合は直ちに提示すること

※4 当協会の求めに応じて原本、原データを提出すること

※5 剪定枝、ごみ等の処分に関する計量票の原本を当協会に提示すること

※6 原則、pdf形式などのデータで提出すること。(データでの提出が難しい場合は紙での提出も可とする。)

## 樣式 1

令和 年 月 日

(公財) 神戸市公園緑化協会理事長 あて

受注者 住 所  
氏 名  
連絡先

## 業務責任者通知書 兼 組織表

### 業 務 名

令和 年 月 日付けをもって契約を締結した上記業務の業務責任者を下記のとおり定めましたので通知します。また、同業務に関する組織を次のとおり届けます。

※ 業務責任者（製造その他請負契約約款第19条第1項または委託契約約款第14条第1項）は、責任者の欄の□にチェックし又は□を塗りつぶすことにより通知すること。

こんな花を見かけませんか？

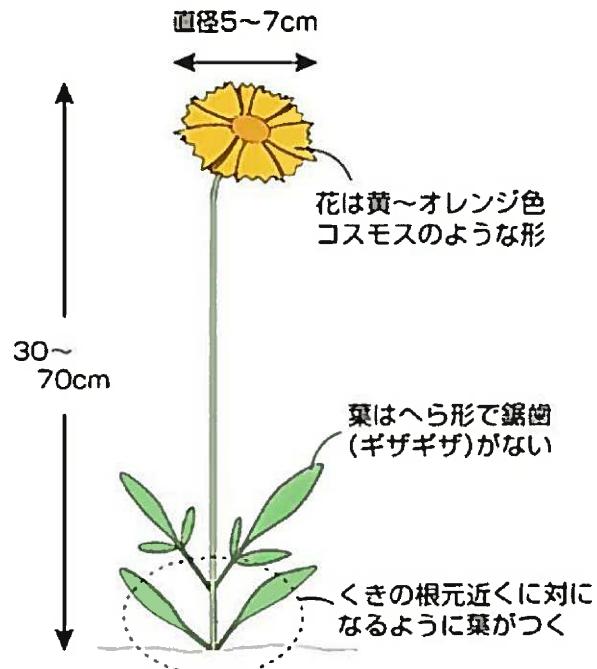


「オオキンケイギク」という名の  
外来の植物です!!

## オオキンケイギクは きれいな花ですが…

繁殖力が強い外来種で、河原等で在来の(昔から日本で生育している)野草の生育場所を奪ってしまうことがあります。生態系への影響が大きいとみなされているため環境省が外来生物法で「特定外来生物」に指定しており、栽培や持ち帰り等を禁止しています。

きれいだからといって、栽培することのないようにご注意ください。



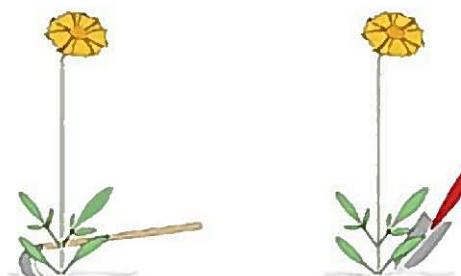
- 花が咲くのは5月から7月
- 道路の法面、道端、河原等で見られる

## オオキンケイギクが気になるときは…

地域活動としてオオキンケイギクの除去を進めることもできます。  
防除を始める際は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

通常の草刈りと同じ刈り取りも可能ですが、多年草ですので、根から抜き取ると、より効果的です。

※処分の際は、すぐに袋に詰めるなど、種子等がこぼれないよう注意してください。



刈り取りは根元から  
抜き取りの際はスコップがあると便利

# アルゼンチンアリの見分け方

都市部の公園、庭、民家周辺などで見られる日本在来のアリは10数種類ほどです。

それらとアルゼンチンアリは以下の手順で区別します。

● 体の色は茶色である。



Yes

茶色（赤褐色～黒褐色）



No



黒～灰色 or 橙色～黄色

※ごく稀に黒っぽいアルゼンチンアリがいるので注意！



在来アリ

● 体の大きさは2.5～3.0mm程度である。



Yes

2.5～3.0mm



No

8mm以上



4mm



2mm以下

※1匹では分かりにくいので、リーフレット外周の実物大行列と比べてみて下さい



在来アリ

● 体はスマートである。



Yes

スマート



No

ずんぐり



在来アリ

ここまで来れば残り 2～3種類！

トビイロケアリ  
(約8倍)

アミメアリ  
(約8倍)



## アルゼンチンアリ

外来アリ

「つや・赤み」  
が弱い

くびれ  
目立たない

働きアリ（約8倍）

御用

最後はじっくり観察です。どちら？

- ①全身ほとんど色の濃淡がない
- ②肉眼では腰のくびれは目立たない
- ③体の「つや」が弱い
- ④体色に赤みがない
- ⑤脚の長さは目立たない
- ⑥行列に頭の大きな兵隊アリはない
- ⑦建物の中まで行列が入る
- ⑧数が多い時には行列が帯状になる
- ⑨高速でせわしなく歩く

※リーフレットの外周が実物大の行列



## オオズアリ

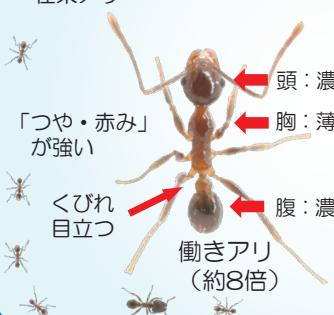
実物大の行列

在来アリ

「つや・赤み」  
が強い

くびれ  
目立つ

働きアリ（約8倍）



- 頭：濃
- 胸：薄
- 腹：濃

- ①頭と腹が胸より色が濃い
- ②肉眼で腰のくびれが目立つ
- ③体の「つや」が強い
- ④体色の赤みが強い
- ⑤脚の長さが目立つ
- ⑥行列に頭の大きな兵隊アリが混じる
- ⑦建物内まで行列は入らない
- ⑧行列は線状
- ⑨比較的ゆっくり歩く



## トビイロシワアリ

- ④体色は黒っぽい（※ほぼ黒いアリなので通常は体色で区別できますが、茶色っぽいものもいるので注意！）
- ⑦建物内まで行列は入らない
- ⑧行列は線状
- ⑨比較的ゆっくり歩く

実物大の行列

在来アリ

働きアリ（約8倍）





# 侵入種！アルゼンチンアリ

アルゼンチンアリは、**南米原産のアリ**で人間の交易に附隨して、ここ100年ほどの間に世界中に広がった侵略的外来生物の一つです。日本では1993年に広島県廿日市市で最初に発見され、その後、山口県岩国市、柳井市、広島市、兵庫県神戸市、愛知県田原市などへ分布を広げています。侵入地では、在来アリを駆逐するなど生態系への影響が心配されるほか、頻繁に家屋内へ侵入し、食品に群がったり、布団の中にまで入り込んで安眠を妨げたりと**衛生害虫として大きな問題**になっています。このため、外来生物法の「特定外来生物」に指定され、防除方法が検討されています。



2006年現在の侵入地

## ★アルゼンチンアリの防除について★

アルゼンチンアリは、連続した複数の巣の中に女王アリがたくさんいる「多女王多巣制」という巨大な社会をつくり、旺盛な繁殖力でどんどん増えていきます。これまで世界中の侵入地で防除が試みられてきましたが、未だ完全駆除に成功した国はありません。このため、現時点での根本的な防除法は紹介できませんが、**アリが集まりやすい環境をなくすこと**と、**各種殺虫剤を効果的に組み合わせること**で、家屋内への侵入はかなり防ぐことができます。

### ①アリが集まりやすい環境をなくす

下の絵の左3例はアリが巣を作るきっかけとなる場所を与えています。ポイントは、地面にじかに物を置かずに立て掛けるか台の上に置くことです。また、食べ物をテーブルの上などに長時間放置しないようにしましょう。



### ②殺虫剤の種類と使う際の留意点

現在市販されているアリ用殺虫剤には、その形状によって大きく以下の4種類に分けられます。それぞれに長所、短所がありますので、アリの発生状況と目的によって、使い分けまたは組み合わせて使うと効果的です。

#### 屋内・屋外

#### エアゾール型

**長所：**目の前のアリに即効性がある。  
**短所：**巣の中のアリまでは防除困難である。

**【留意点】**

- 顔などに誤噴射しないように注意する。
- 廃棄時は穴をあけて、ガス抜きを忘れずに。
- 子供の手の届かない冷暗所に保管する。

#### 液体型

#### 主に屋外

**長所：**目の前のアリに即効性があるほか、遅効性のタイプもある。  
**短所：**家屋内で使いにくい。

**【留意点】**

- 水系に流入しないよう注意が必要である。
- 散布時に飛散した液が目に入らないよう注意する。
- 手などにかかった場合はよく洗う。
- 揮発成分の含まれるものは吸入に注意する。
- 子供の手の届かない場所に保管する。

#### 粉末型

#### 主に屋外

**長所：**殺虫成分を含むものもあるが持続的な忌避効果が期待できる。  
**短所：**薬剤 자체が目立つ。

**【留意点】**

- 水系に流入しないよう注意が必要である。
- 散布時に飛散した微粉末の吸入に注意する。
- 乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- 子供の手の届かない冷暗所に保管する。

#### 屋内・屋外

#### ベト(餌)型

**長所：**設置が簡単。環境への負荷が極めて少ない。巣のアリを駆除できる。  
**短所：**遅効性なのですぐに効果が実感できない。

**【留意点】**

- ケースの破損によるベイトの飛散に注意する。
- 乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- アルゼンチンアリには液体またはゼリー餌タイプを使用する。



## R8年度 工事影響範囲

三宮南エリア

